

所得申告は正しくお早めだ！

申告期間は **2月15日(木) ～ 3月15日(木)**

申告の準備はお済みでしょうか？

平成29年中の所得に対する「町県民税・国民健康保険税」の申告受け付けおよび申告相談を行いますので、この期間中にもれなく申告されますようお願いいたします。

なお、混雑を避けるため、できるだけ日程表による指定日にご来場ください。

申告相談会での申告

次の①～⑤に該当する人は、申告相談会での申告は不要です。

①平成30年1月1日に本町に住民登録がない人

②平成29年中の収入が給与のみで、年末調整が済んでおり、所得控除の追加の申告が不要な人

③平成29年中の収入が公的年金のみで、所得控除の申告が不要な人

④平成29年中の収入がなく、町内に居住している人の扶養親族になつていない人

⑤税務署に、直接確定申告書を提出、または電子申告をする人

※①～⑤以外の人は、申告相談会での申告が必要です。

また、次のA～Cに該当する人も申告相談会での申告が必要になりますので、ご注意ください。

④ 町外に居住している人の扶養親族になつていない人

⑤ 遺族年金、障害年金など、非課税所得のみを受給している人

⑥ 平成29年中の収入がない人で、誰の扶養親族にもなつていない人

※平成29年中の年金収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の確定申告扶養者に該当する人も、町への申告は必要です。

申告に必要なもの

① 印鑑(所得税の口座振替手続きのため通帳の届け出印が望ましい)

② 本人の口座番号が分るもの

③ 源泉徴収票、支払証明書など

④ 事業所得、不動産所得などがある人は、収入内訳書

⑤ 社会保険料(国民年金や任意継続保険など)の払込証明書が領収書、

生命保険・個人年金保険・地震(損害)保険料の控除証明書

⑥ 税務署から「確定申告書一式」または「確定申告のお知らせ」を事前送付された人は、その書類一式

⑦ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳など

⑧ 「マイナンバーカード」もしくは「通知カードと本人確認書類(運転免許証、保険証など)」

⑨ 雑損控除の追加または繰り越しの申告をする人は、**昨年の申告書と雑損控除計算書の控え**

医療費控除を受ける人へ

医療費控除を受ける人は、平成29年分の申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。領収書は添付する必要はありませんが、5年間保存する必要があります。そのため、医療費控除を受ける人は事前に計算をして「医療費控除の明細書」を記入したうえで持参してください。

「医療費控除の明細書」は、税務署または役場税務課の窓口およびホームページから取得できます。

今回の申告における注意点

- ◇ 受付時間は、**午後2時**までです。
- ◇ 次の申告は、益城町ではできません。
 - ◆ 住宅ローン控除(年末調整済みを除く)
 - ◆ 不動産や株の譲渡(売却)所得
 - ◆ 平成28年分以前の確定申告
- ◇ 雑損控除の追加または繰り越しの申告には、昨年の申告書と雑損控除計算書の控えが必要です。持参していないと、申告の受け付けができない場合があります。
- ◇ 受け付けによる午前の部、午後の部の区分はありません。
- ◇ 医療費控除を申告するための添付書類が変わります。